# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30.3.23 第 196 回国会第 4 号

#### 3月23日(金)、第4回の委員会が開かれました。

#### 1 厚生労働関係の基本施策に関する件

・加藤厚生労働大臣、あかま内閣府副大臣、田中内閣府副大臣、丹羽文部科学副大臣、高木厚生労働副大臣、牧原厚生 労働副大臣、今枝財務大臣政務官、宮川文部科学大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに参考人 に対し質疑を行いました。

(参考人) 日本年金機構理事長

水島藤一郎君

#### (質疑者及び主な質疑内容)

# 吉田統彦君(立憲)

- ・今国会提出の健康増進法改正案は屋内での受動喫煙の防止を目的としているが、屋外における受動喫煙防止対策や、自動車からの灰、吸い殻等のポイ捨ての規制も行うべきではないか。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業従事者に対す る疫学研究の白内障検査の方法は医師の主観による部分 が大きく、診断がばらばらになるため、多角的、統一的 なシステムで診断すべきではないか。
- ・産科医療補償制度には様々な課題があるが、今後制度を より良いものとするよう見直す予定はあるのか。

# 西村智奈美君(立憲)

- ・平成25年度労働時間等総合実態調査の結果のうち、裁量 労働制で働く人の1日の労働時間が1時間以下だとする データは誤りだったとの報告を受けたが、同調査そのも のを撤回すべきではないか。
- ・裁量労働制の違法適用に係る野村不動産に対する特別指 導についての報告が厚生労働大臣になされた際に、指導 の端緒となった過労死の事実も報告されたのではないか。
- ・2月支払いの年金の過少支給問題に関して、委託業者による中国の関連業者への再委託が1月10日に判明したにもかかわらず、3月20日まで公表しなかった理由は何か。

#### 初鹿明博君(立憲)

- ・今国会提出の生活保護法改正案に関して、前回改正時の 附帯決議を踏まえ、厚生労働大臣は、生活保護受給者の 支援団体の関係者と面会して意見を聴取するよう努める べきではないか。
- ・政府系金融機関の融資要件に「社会保険の適用」を加え

- るよう関係省庁に要請するなど、社会保険の適用に向け た取組を促進すべきではないか。
- ・疫学研究における健康診断が労働安全衛生法に基づく健 康診断と代替可能であることを下請事業所にまで周知す るなど、原発作業員が健康診断を受診しやすい環境を整 えるべきではないか。

### 白石洋一君(希望)

- ・対象業務や年収要件により対象者が少数に限られている 高度プロフェッショナル制度がなぜ働き方改革の目玉と されているのか。
- ・高度プロフェッショナル制度を新たに設けるのではなく、 対象になる予定の金融ディーリング業務等を現行の専門 業務型裁量労働制の対象業務に追加すれば良いのではな
- ・標準報酬月額について、4~6月の3か月間の報酬平均 からの算定の原則及び例外的とされている年間平均から の算定に加えて、業務実態に応じて6か月間の報酬平均 からも算定できるようにするべきではないか。

#### 柚木道義君(希望)

- ・国会議員からの問い合わせをきっかけに、文部科学省は 名古屋市教育委員会に対し、前川前事務次官が公立中学 校で行った授業内容の報告を要請していたが、このよう な調査はもうしないと明言してもらいたい。
- ・パワハラについては、日本レスリング協会の騒動においても注目を集めており、厚生労働省としてもしっかりと対策を講じるべきではないか。
- ・年金情報の入力漏れ問題について、無料相談ダイヤルの 体制強化を図るとともに、年金受給者が被った実際の被 害金額についても公表予定の内容に盛り込むべきではな いか。

# 山井和則君(希望)

- ・時間外労働の上限規制の導入について、労働基準監督署 が中小企業の実態を考慮して指導を行うこととなれば、 事実上規制が骨抜きになってしまうのではないか。
- ・野村不動産に対する特別指導が行われた昨年12月25日 の時点で、同社で発生した裁量労働制の対象となってい た社員の過労死事案を厚生労働大臣は承知していたのか。
- ・高度プロフェッショナル制度の創設については、撤回す べきではないか。

## 岡本充功君(希望)

- ・日本年金機構のみでなく、厚生労働省と株式会社SAY 企画との契約についても、適切に履行されているか調べ るべきであるが、いつまでに調べるのか。
- ・老齢基礎年金の受給要件に係る合算対象期間のある者を 早急に調べ、受給につなげていくべきではないか。
- ・株式会社SAY企画の入力漏れにより源泉徴収税額に誤りがあった者のうち、日本年金機構で入力作業を行った 6.7万人について、厚生労働大臣及び同機構理事長はいつ報告を受けたのか。

# 平野博文君(無会)

・日本年金機構が年金情報入力を委託した事業者が、契約 に反して再委託した中国の事業者において、個人情報の 流出等の問題はなかったと厚生労働省が判断する根拠は 何か。

- ・労働基準法の改正に当たっては、第41条に規定する管理 監督者に該当しない者が管理監督者として扱われている 実態を把握するべきではないか。
- ・長時間労働を防ぎ、労働者の命を守るため、管理監督者 を含め、労働時間の把握を法律により義務化するべきで はないか。

### 高橋千鶴子君(共産)

- ・本年2月20日の予算委員会における野村不動産への特別 指導に関する質問の際、厚生労働大臣は同社社員の過労 死事案について知っていたのか。
- ・高度プロフェッショナル制度については、裁量労働制に 関する新しい実態調査を行った上で検討すべきではない か。
- ・本年4月から無期転換ルールが始まるが、無期転換権を 持ちながら雇止めにされる人がいる現状を厚生労働省は どのように把握しているか。

### 浦野靖人君(維新)

- ・運営・設備基準といった保育の環境面でのデータが不足 しているが、保育の質に関する具体的な考え方について、 厚生労働大臣の認識を伺いたい。
- ・一般職の国家公務員の過労死の現状や、その対策について伺いたい。
- ・福祉分野においてもシェアリングエコノミーの状況を把握し、必要な方策を検討すべきではないか。
- 2 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第14号)
  - ・加藤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。